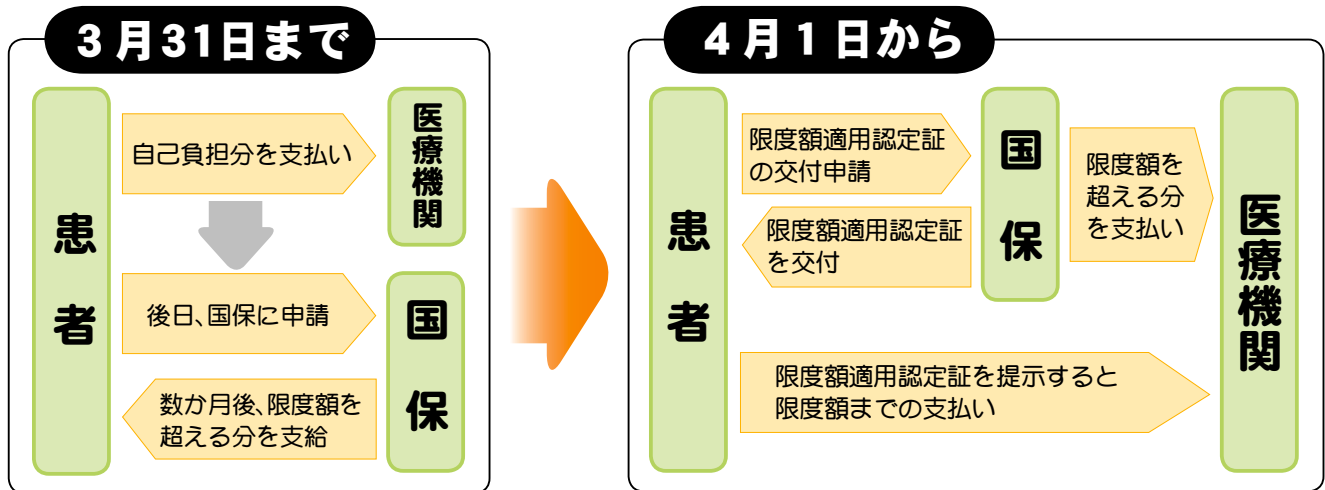


国民健康保険からのお知らせ

4月1日から

70歳未満の方が入院したときの支払いは自己負担限度額までとなります

4月1日から、70歳未満の方が入院したときの一医療機関の窓口での支払いは、自己負担限度額までとなります。3月31日までと4月1日以降の違いは次のとおりです。



※外来や複数の医療機関への支払いで限度額を超える場合は、これまでどおり後から申請して支給を受ける形になります。

国保(保険年金課窓口)で限度額適用認定証の交付を受けてください

この制度は、あらかじめ国保(保険年金課窓口)で限度額適用認定を申請し、交付された認定証を医療機関に提示することで、医療機関の窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。入院など多額の医療費がかかる場合は、忘れずに限度額適用認定証の交付を申請するようにしてください。

※保険税の滞納のない世帯だけに認定証が交付されます。保険税を滞納している方はこれまでどおり、医療機関の窓口で医療費の3割(3歳未満は2割)を全額自己負担してください。

自己負担限度額

自己負担限度額は、所得区分によって異なります。

■自己負担限度額(月額)

所得区分	3回目まで	4回目以降
一般	80,100円 + (医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%)	44,400円
上位所得者	150,000円 + (医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%)	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※上位所得者は、基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯に当たります。

問い合わせ

伊予市市民福祉部保険年金課(☎982-1111、内線545)